

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年7月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年7月23日から平成22年8月12日まで縦覧に供する。

平成22年7月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 堤池地区	丸亀市都市経済部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修業) 成願寺地区	"
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 惣社北地区	坂出市環境経済部農林水産課
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 三ヶ庄地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 古田地区	"